

議提第12号

新庁舎等の公共工事等の調査に関する決議

会議規則第14条の規定により、新庁舎等の公共工事等の調査に関する決議を次のとおり提出する。

平成28年12月16日 提出

提出者	北本市議会議員	金子	真理子
提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	今関	公美

北本市議会議長 三宮幸雄様

新庁舎等の公共工事等の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 北本市新市庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設工事に係る変更契約（追加工事）分の付帯工事、造作家具・備品の調達、検収・検査の実施状況から見えた設計書・仕様書・設計額と納入・工作实际との納入・完成数量、単価変更、仕様変更、器材・工法変更、金額差異の財産管理の妥当性に関する事項
- (2) 北本市新市庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設工事に係る設計委託業務及び施工、並びに工事監理、意図伝達業務委託の随意契約の妥当性に関する事項
- (3) 防災倉庫の建設に係る不落後の随意契約の妥当性に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、委員会条例第 4 条の規定により委員 8 人からなる新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項並びに同法第 100 条第 10 項、及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、300 万円以内とする。
以上、決議する。

平成 28 年 12 月 16 日

北 本 市 議 会